

認定生産行程管理者各位

資材についての間違った証明に注意

下記のような間違った適合性証明に注意してください。この証明は、適合性の根拠にならないので注意してください。

農林水産省登録認定機関登録第 17 号
特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会
事務局長 加藤和男

記

1、有機農産物と有機加工食品をいっしょにしている例

「有機農産物の日本農林規格及び有機農産物加工食品の日本農林規格の別表で定められた許容資材もしくは、天然物質又は天然物質に由来するもので製造されており、化学的に合成された禁止物質を使用または添加しないものであることを証明します」

* 有機栽培に使用できる資材は、有機農産物の日本農林規格に適合していなければならないものであって、有機農産物加工食品に使用できる資材とはまるで異なる。(なおすでに有機農産物加工食品の日本農林規格は変更となり、有機加工食品の日本農林規格となっております)

2、別表 1、別表 2、別表 3 をごちゃ混ぜにしている例

「有機農産物の日本農林規格の別表 1、別表 2 及び別表 3 で定められた許容資材もしくは、天然物質又は天然物質に由来するもので製造されており、化学的に合成された禁止物質を使用または添加しないものであることを証明します」

* 別表 1、別表 2、別表 3 は、用途が異なるものです。

表	適用
別表 1	肥料及び土壌改良材を定めている。 <u>肥料及び土壌改良材として使用するもの</u>

	は、別表1のいずれかの資材に適合しなければならない。
別表2	農薬を定めている。農薬取締法に基づく登録のあるもの、もしくは特定防除資材の食酢などとなっている。病虫害防除に使用するものは、このいずれかに適合し、作物に適用登録にあるものでなければならない。
別表3	収穫後の管理に使用する調整用等資材を定めている。収穫後の管理に使用するものであり、肥料や土壌改良材や農薬の代わりに使用することはできない。

以上